議案第44号

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年3月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 德

(提案理由)

出産育児一時金の支給額を引き上げるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を 提出いたします。

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

葛飾区国民健康保険条例(昭和34年葛飾区条例第13号)の一部を次のように改正する。 第10条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

第15条の4第1号中「100分の7.16」を「100分の7.17」に、「100分の53」を「100分の51」に改め、同条第2号中「4万2,100円」を「4万5,000円」に、「100分の47」を「100分の49」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.28」を「100分の2.42」に、「100分の53」を「100分の51」に改め、同条第2号中「1万3,200円」を「1万5,100円」に、「100分の47」を「100分の49」に改める。

第15条の16中「20万円」を「22万円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の2.29」を「100分の2.22」に改め、同条第2号中「1万6,600円」を「1万6,200円」に改める。

第19条の2中「20万円」を「22万円」に改め、同条第1号ア中「2万9,470円」を「3万1,500円」に改め、同号イ中「9,240円」を「1万570円」に改め、同号ウ中「1万1,620円」を「1万1,340円」に改め、同条第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同号ア中「2万1,050円」を「2万2,500円」に改め、同号イ中「6,600円」を「7,550円」に改め、同号ウ中「8,300円」を「8,100円」に改め、同条第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改め、同号ア中「8,420円」を「9,000円」に改め、同号イ中「2,640円」を「3,020円」に改め、同号ウ中「3,320円」を「3,240円」に改める。

第19条の4第1号ア中「6,315円」を「6,750円」に改め、同号イ中「10,525円」を「1万1,250円」に改め、同号ウ中「16,840円」を「1万8,000円」に改め、同号エ中「21,050円」を「2万2,500円」に改め、同条第2号ア中「1,980円」を「2,265円」に改め、同号イ中「3,300円」を「3,775円」に改め、同号ウ中「5,280円」を「6,040円」に改め、同号エ中「6,600円」を「7,550円」に改める。

第24条の3第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の被保険者の出産について適 用し、同日前までの出産については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条 の4の規定は、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料について は、なお従前の例による。